

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令要綱

第一 国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令を次のとおり改正すること。（第一条関係）

一 国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証勘定及び出資勘定に関する規定を削除する。

二 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第二十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

三 その他所要の規定の整備をする。

第二 特定通信・放送開発事業実施円滑化法施行令を廃止すること。（第二条関係）

第三 関係政令について所要の規定の整備を行うこと。（第三条から第六条まで関係）

第四 経過措置

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号）附則第三条第四項の規定による納付金の納付の手續、納付の期限及びその帰属する会計を定めること。（第七条関係）

係）

第五 施行期日等

- 一 この政令は、令和六年四月一日から施行すること。（附則第一項関係）
- 二 国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百八十三号）
について所要の規定の整備を行うこと。（附則第二項関係）